

屋外広告物法（以下「法」という。）第7条第4項の規定に基づき除却した屋外広告物等を、法第8条第1項の規定により保管していますので、法第8条第2項の規定により、京都市屋外広告物等に関する条例第39条の2第1項に規定する以下の事項を公告します。

令和元年7月5日

京都市長 門川 大作

1 除却した屋外広告物等

除却した日	設置されていた場所		除却した数量			保管を開始した日
	行政区名	町名	はり札等	広告旗	立て看板等	
令和元年5月30日	左京区	田中門前町	—	—	1	令和元年5月30日
令和元年6月4日	伏見区	深草石峰寺山町	1	—	—	令和元年6月4日
令和元年6月11日	北区	上賀茂神山	—	—	1	令和元年6月11日
		平野宮敷町	4	—	—	
	上京区	堀川町	2	—	—	
	左京区	静市市原町	—	—	1	
	中京区	西ノ京中保町	1	—	—	
令和元年6月18日	右京区	太秦井戸ケ尻町	2	—	—	令和元年6月18日
	西京区	川島調子町	1	—	—	
令和元年6月27日	上京区	北町	—	—	1	令和元年6月27日
		老松町	—	—	1	

2 保管の場所

京都市伏見区横大路下ノ坪1

3 連絡先

京都市都市計画局広告景観づくり推進室

電話：075-708-7645

(都市計画局広告景観づくり推進室)